

## 富山駅周辺図



## A 南北自由通路(北側)



販売	△(要相談)
飲食	○
屋根	あり
小規模演奏	△(要相談)
車両乗入(移動販売含む)	×

## B 南北自由通路(南側)

販売	△(要相談)	小規模演奏	△(要相談)
飲食	○	車両乗入 (移動販売含む)	×
屋根	あり		

## C 南口駅前広場(軌道西側)



販売	○
飲食	○
屋根	なし
演奏	○
車両乗入(移動販売含む)	○

## D 南口駅前広場(軌道東側)



販売	△(要相談)
飲食	○
屋根	なし
演奏	○
車両乗入(移動販売含む)	×

## E 南口駅前広場(マリエ前)

- ・屋根無し
  - ・イベント内容、使用面積などは要相談

## F G 北口駅前広場(軌道西側、軌道東側)



販売	○
飲食	○
屋根	なし
演奏	○
車両乗入(移動販売含む)	○

## H 北口駅前広場(イーツ前)

- ・屋根無し
  - ・イベント内容、使用面積などは要相談

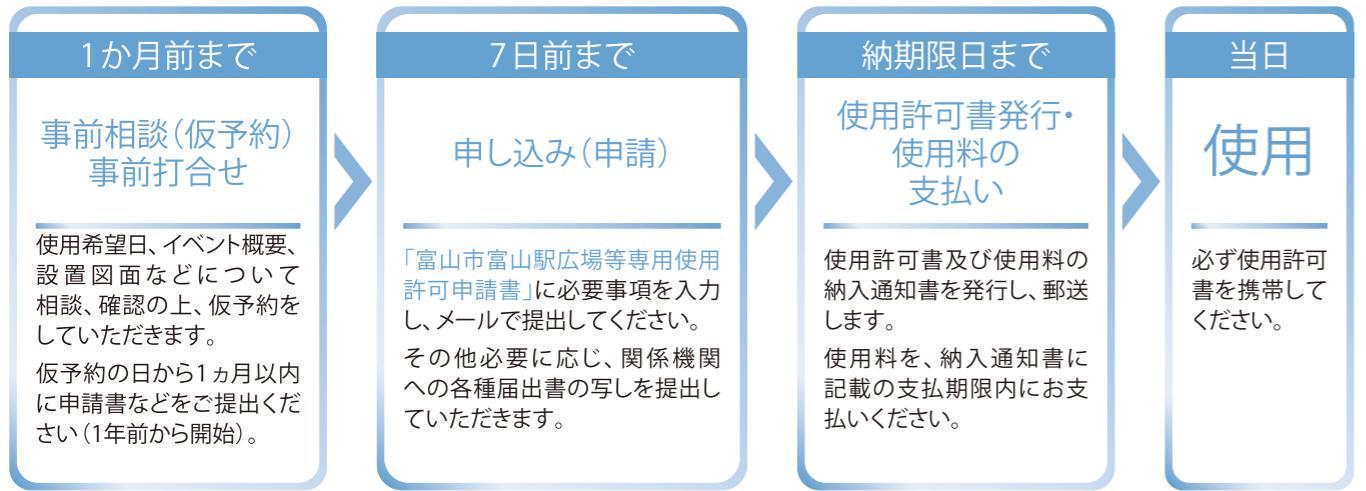
※○としているものであっても、内容等によって駅とその周辺の管理運営に支障が  
出ると判断した場合は、お断りすることもあります。

## 1 使用できる期間・時間

■使用できる期間 ■ 原則7日以内

■使用できる時間 ■ 4:30～25:30 (設営・撤去含む)

## 2 使用の流れ



## 3 使用料

区分	単位	金額
使用時間が5時間以下の場合	1m <sup>2</sup> につき1時間	22円
使用時間が5時間を超える場合	1m <sup>2</sup> につき1時間	19.8円

※1時間未満の端数は、1時間として計算します。

※1m<sup>2</sup>未満の端数は、1m<sup>2</sup>として計算します。

※電気設備及び給排水設備の使用にかかる料金も含みます。

※使用料に10円未満の端数が生じた場合は、四捨五入して計算します。

※市が主催、共催、後援する事業については、お問い合わせください。

## 4 貸出備品について

下記の備品については、無料で貸し出しができます。お申込みの際にご相談ください。

品名	型番・仕様	数量
長テーブル(茶)	W1800×D450×H700	10
長テーブル(白)	W1800×D600×H700	20
パイプ椅子	ビニール貼・折り畳み式	25
スタッキングチェア(赤)	布貼・スタッキング式・背もたれ有	30
ガーデンテーブル(白)	PP 製・丸形・組み立て式	8
ガーデンチェア(白)	PP 製・スタッキング式	33
ミニテーブル(茶)	PP製(脚部スチール製)・丸形・折り畳み式	6
クイックテント(小)	W2500×D2500×H1800～2400 (※Hは可変式)	18
テント用横幕(小)	1方向(※4枚で1張分)	8(2張分)
テント用おもり	10kg (※大小兼用。テント以外にも利用可能)	64
簡易音響(アンプ内蔵スピーカー)	東芝製 TY-ASC60	1
有線マイク	SHURE製 SM58	1
電源ドラム	100V・15A・コンセント4口	(屋内用)4 (屋外用)4
ベルトインパーテーション	引き出しベルト式・最大2m程度	(赤)16 (青)4

※ご利用後は、指定の場所に戻してください。

※汚損、破損された場合は、修理などの費用をご負担いただきます。

## 5 使用にあたって

### ■関係法令などの遵守■

- ①イベントなどを実施する場合は、関係法令(道路法、道路交通法、消防法、建築基準法、食品衛生法など)、富山市富山駅広場等条例及び同条例施行規則を遵守してください。

- ②関係行政機関との調整や届出が必要になる場合は、使用者で必要な手続きを行ってください。

### ■火気使用■

- ①自由通路においては、火気の使用はできません。

- ②駅前広場において火気を使用する際は、事前に協議を行ってください。

### ■電力使用■

- ①許容電力量を超える使用はできません。

- ②電源コード類は通行の妨げにならないように養生するほか、必要に応じて、誘導員などを配置してください。

### ■音響使用■

- ①音響設備、BGM、楽器などについて、使用機器・使用方法などについて事前に確認させていただきます。

- ②歩行空間の管理運営上、周辺利用者や通行者、また交通機関に支障があるときは、音量制限をさせていただきます。

- ③通行者や交通事業者、周辺ビルなどから苦情が寄せられたときは、イベントなどを中止していただく場合がありますのでご注意ください。

### ■移動販売■

- ①移動販売車でご出店いただけるのは、C・F・Gエリアとなります。

- ②一般的な大きさ・重さ(設備・荷物含め2t程度まで)の移動販売車であれば、ご利用いただけます。なお、小～中型の販売車が販売のみで利用する場合の面積の目安は、10m<sup>2</sup>です。

- ③営業に必要な手続き(保健所・消防など)は使用者で行ってください。

- ④初回時及び更新時のみ、申請書類に加えて、車の外観写真(ナンバー含む)、食品衛生責任者(銀色)、食品衛生法営業許可証(青色)等をご提示いただきます。

### ■備品管理■

- ①複数日にまたがるご使用の場合、持込み・貸出にかかわらず、設置物品は原則として毎日撤去してください。

### ■注意事項■

- ①駅周辺の賑わいの創出に寄与する使用とし、単なる商業目的の使用はできません。(一部エリアを除く)

- ②駅周辺の賑わいに寄与すると認められない行為をすることはできません。

- ③駅利用者及び広場利用者の動線を妨げないよう配置してください。また、視覚障害者用誘導ブロックの周辺にはものを置かないでください。

- ④使用中及び設営・撤収の際の安全管理は、使用者で責任を持って行ってください。

- ⑤会場警備や来場者の整理、避難誘導は、使用者の責任で行ってください。

- ⑥会場警備が不十分な場合や、通行を妨げるような事態が発生した場合などは、強制的に使用を中止していただくことがあります。

- ⑦使用者が施設・設備・第三者等に損害を与えた場合、また使用に伴う人身事故および物品などの盗難・破損などのすべての事故について、その責任は使用者が負うものとし、その損害額をすべて賠償いただきます。

- ⑧広場表面の石材は汚れが落ちにくいため、汚れる可能性がある場合は、あらかじめシートを引くなどの対策を取ってください。また、使用後は使用施設とその周辺を清掃し、発生したごみは当日、使用者が持ち帰ってください。

- ⑨その他、管理者の指示に従ってください。

- ⑩受付は、原則先着順ですが、駅周辺や中心市街地との連携を推進したいこと、幅広いいろいろな方に利用していただきたいことなどの理由から、日程調整や場所調整をさせていただくことがあります。